

後期高齢者医療保険料の変更

後期高齢者医療保険制度では、医療費の動向等を踏まえ、2年ごとに保険料を見直しています。今年度は保険料見直しの年にあたり、左記のとおり保険料額が変更になります。

- 問合せ
後期高齢者医療保険制度に関して
鹿児島県後期高齢者医療広域連合 TEL 099-2061329
- ・計算方法について
税務課課税係 TEL 76-10666

●令和4年度の後期高齢者医療保険料の変更(引き上げ)

$$\text{年間保険料 (限度額66万円)} = \text{均等割額 56,900円 ※所得に応じて軽減あり} + \text{所得割額 (令和3年の所得額-43万円) × 10.88\%}$$

※軽減後の均等割額

世帯内の被保険者と世帯主の所得合計額	軽減割合	軽減後の均等割額 (令和4年度)
43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7割	17,000円 (昨年度16,500円)
43万円 + 28.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	5割	28,400円 (昨年度27,500円)
43万円 + 52万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	2割	45,500円 (昨年度44,000円)

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の減免制度について

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の要件(介護保険料は①と③)にすべてあてはまる場合、ご本人の申請により保険料(料)が減額されます。

減免額の計算方法や対象となる保険税(料)額については、税務課課税係にお問い合わせください。

要件

- ①主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の10分の3以上であること。
- ②世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額および山林所得金額並びに法施行令に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号お

国民健康保険税

国民健康保険税の制度改正

■未就学児の均等割額が減額されます

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、子ども・子育て支援の拡充のため、未就学児に係る均等割額を5割減額する措置を行います。

※令和4年度は「国民健康保険」に加入している平成28年4月2日以降に生まれた被保険者が減額の対象です。

■課税限度額が変わります

被保険者間の税負担の公平性の確保および低所得者層の税負担の軽減を図る観点から、課税限度額が引き上げられます。

医療給付費分課税限度額
改正前63万円→改正後65万円
後期高齢者支援金分課税限度額
改正前19万円→改正後20万円
介護納付金課税限度額
改正無し→前年度同額の17万円

■問合せ 税務課課税係 TEL 76-10666

00万円以下であること。

■減免の対象となる保険税(料)

令和4年度分の保険料であって、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある保険料が対象となります。なお、保険料の減免を受けるためには令和4年度中(令和5年3月31日まで)に申請をしていただく必要があります。

■問合せ 税務課課税係 TEL 76-10666

固定資産税(償却資産および事業用家屋)の特例措置について

本市では、生産性向上特別措置法(令和3年6月16日)中小企業等経営強化法へ移管に基づき「導入促進基本計画」を策定し、平成30年7月に国の同意を得ました。

令和5年3月31日まで市内中小企業者が生産性向上に資する設備投資を行った際に、償却資産および事業用家屋に係る固定資産税を3年間ゼロとする特別措置を講じることとする。市内中小企業の設備投資を支援します。なお、固定資産税(償却資産および事業用家屋)の特例措置を受けるには、中小企業者が市の導入促進基本計画に合致した先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受ける必要があります。

※中小企業等経営強化法の概要については、中小企業庁のホームページをご覧ください。また、本市導入促進基本計画については、市ホームページに公表しています。

対象者

資本金額1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)

対象資産

生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する設備(機械および装置、工具、器具および備品、建物付属設備、構築物)、事業用家屋(取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの)

※このほか、先端設備等導入計画の認定を受けることで、支援制度として、認定計画の実行にあたっての資金調達について、信用保証協会の追加保証や保証枠の拡大を受けられる場合があります。

■問合せ 水産商工課商工振興係 TEL 76-16667

夏の水辺を楽しむために!

夏は、海水浴や川遊びなどのレジャーを楽しむ季節です!

しかし、例年、この時期には多くの水難事故が発生しています。昨年夏(7月、8月)、県内では16件の水難事故が発生し、5人の方が亡くなっています。このような水難事故を防ぐには、事前の天候状況の確認、海や川等の自然環境の理解が大切です。

また、危険な場所や危険な行為等に関する知識を持つことも大切です。

水難事故もなく、楽しい夏を過ごすために次の点に注意しましょう。

ライフジャケットの着用

子どもから絶対に目を離さない

常に天候や波の状況などを確認する

飲酒状態で魚釣り等はしない

■問合せ 枕崎警察署地域課 TEL72-0110

枕崎市事業者応援資金 申請受付期間 令和4年9月30日(金)まで

新型コロナウイルスの感染拡大により、令和4年4月または5月のいずれかの月の売上高が平成31年4月から令和3年5月の間の任意の同じ月と比べて30%以上減少した事業者の事業継続を支援するため、事業全般に広く使える応援資金を支給します。

対象者

枕崎市に事業所を有している中小企業者等(個人事業者含む)
※商工業に限らず、農林漁業など全ての業種が対象(一部対象外あり)

支給額

1事業者あたり 一律15万円
※飲食サービス業、カラオケボックス業、運転代行業、宿泊業、タクシー業、旅行業、貸切バス業、レンタカー業については上乗せ支給あり

◎問合せ 枕崎市水産商工課商工振興係 TEL 76-16667

支給要件や必要書類、申請方法等の詳細については、申請要領でご確認ください。申請要領は市ホームページからご確認いただくか、市役所本庁・水産商工課および枕崎商工会議所にも配置しています。